

国立公文書館等指定に係る利用等規則案の
公文書管理委員会への諮問及び内閣総理大臣の同意について

内閣府大臣官房公文書管理課

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 3 項及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）第 2 条第 1 項の規定により、行政機関及び独立行政法人等の施設であって、特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより、独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館に類する機能を有する施設を「国立公文書館等」としている。

- 当該施設においては、公文書管理法第 27 条第 1 項の規定に基づき、当該施設の長は特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならないとされており、その際には、同条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされ、これを変更しようとするときも同様とされている。
さらに、内閣総理大臣は、本項の規定による同意をしようとするときは、公文書管理法第 29 条第 2 号の規定に基づき公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている。

- 今般、「国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室」及び「国立大学法人筑波大学アーカイブズ」においては、平成 29 年 4 月 1 日から公文書管理法で規定する「国立公文書館等」として運営することとしている。
このために必要な利用等規則である「北海道大学大学文書館公文書室利用等規程」及び「筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程」について、内閣総理大臣に対し協議があったことから、当該利用等規則案について、公文書管理委員会に諮問し、同委員会において了承が得られた際には、内閣総理大臣の同意を行うものである。

○参考条文

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）（抄）

第二条（略）

- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - 一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館
 - 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

第二十七条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第十五条から第二十条まで及び第二十三条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならない。

- 2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 保存に関する事項
 - 二 第二十条に規定する手数料その他一般の利用に関する事項
 - 三 特定歴史公文書等に移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項
 - 四 廃棄に関する事項
 - 五 保存及び利用の状況の報告に関する事項
- 3 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- 一（略）
- 二 第十条第三項、第二十五条又は第二十七条第三項の規定による同意をしようとするとき。
- 三（略）

公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）（抄）

第二条 法第二条第三項第二号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 宮内庁の施設であって、法第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの
 - 二 外務省の施設であって、法第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの
 - 三 独立行政法人等の施設であって、法第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの
- 2 宮内庁長官、外務大臣又は内閣総理大臣は、それぞれ前項第一号から第三号までの規定により指定をしたときは、当該指定をした施設の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

国立公文書館等一覧

(現行 14 施設 ⇒ 平成 29 年 4 月 1 日付で 16 施設へ)

- 公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号の規定に基づく国立公文書館等【1 施設】

施設 の 名 称	所 在 地
独立行政法人国立公文書館	東京都千代田区北の丸公園 3-2

- 公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第一号の規定に基づき国立公文書館等として宮内庁長官が指定した施設【1 施設】

施設 の 名 称	所 在 地
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館	東京都千代田区千代田 1-1

- 公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第二号の規定に基づき国立公文書館等として外務大臣が指定した施設【1 施設】

施設 の 名 称	所 在 地
外務省大臣官房総務課外交史料館	東京都港区麻布台 1-5-3

- 公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき国立公文書館等として内閣総理大臣が指定した施設【11 施設⇒平成 29 年 4 月 1 日付で 13 施設へ】

施設 の 名 称	所 在 地
国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室	北海道札幌市北区北八条西 8 丁目
国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1
国立大学法人筑波大学アーカイブズ	茨城県つくば市天王台 1-1-1
国立大学法人東京大学文書館	東京都文京区本郷 7-3-1
国立大学法人東京外国語大学文書館	東京都府中市朝日町 3-11-1
国立大学法人東京工業大学博物館資史料館部門公文書室	東京都目黒区大岡山 2-12-1
国立大学法人名古屋大学大学文書資料室	愛知県名古屋市千種区不老町
国立大学法人京都大学大学文書館	京都府京都市左京区吉田河原町 15-9
国立大学法人大阪大学アーカイブズ	大阪府箕面市粟生間谷東 8-1-1
国立大学法人神戸大学附属図書館大学文書史料室	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1
国立大学法人広島大学文書館	広島県東広島市鏡山 1-1-1
国立大学法人九州大学大学文書館	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1
日本銀行金融研究所アーカイブ	東京都中央区日本橋本石町 1-3-1

※太枠内は、平成 29 年 4 月 1 日付で、国立公文書館等に新規指定予定の施設。